

証券コード 6467
平成27年6月5日

株主の皆さまへ

京都府京田辺市薪北町田13番地
株式会社 ニチダイ
代表取締役社長 古 屋 元 伸

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会館C I Kビル4階 キララホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第48期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第48期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。  
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nichidai.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、当社グループの主要顧客業界である日系自動車産業は、消費税増税に伴う反動減による国内販売台数の停滞やASEAN市場の低迷などの影響がありましたが、北米市場が堅調に推移したことなどにより、海外生産台数が増加傾向で推移いたしました。

このような状況のなか、ネットシェイプ事業の金型部門では、国内ユーザー向けの輸出用金型の売上高が増加したことに加え、中国、韓国、インドなどアジア地域における海外ユーザー向けの売上高が増加いたしました。また、精密鍛造品部門では、NICHIDAI(THAILAND)LTD. におけるエアコン用スクロールコンプレッサー部品の生産が本格化し増加いたしました。その結果、ネットシェイプ事業の売上高は78億9千4百万円（前年同期比10.1%増）となりました。

アッセンブリ事業では、年度後半より新規品の生産が増加したものの、V Gターボチャージャーがモデルチェンジの端境期に入っている影響が年間を通じて生じました。その結果、アッセンブリ事業の売上高は47億7千2百万円（前年同期比11.6%減）となりました。

フィルタ事業では、欧州向けの大口案件や石油掘削用フィルターが増加したことにより海外売上高が増加したことに加え、大型海水ストレーナーの売上高も増加いたしました。その結果、フィルタ事業の売上高は19億6千8百万円（前年同期比15.6%増）となりました。

以上の結果、アッセンブリ事業の減収をネットシェイプ事業、フィルタ事業でカバーしたことにより、連結売上高は過去最高となる146億3千5百万円（前年同期比2.5%増）となりました。

損益面におきましては、経常利益ベースでアッセンブリ事業が減益になったことにより、営業利益12億6千9百万円（前年同期比2.8%減）、経常利益13億1千1百万円（前年同期比1.6%減）となりましたが、税金費用の影響により当期純利益は8億7千5百万円（前年同期比8.1%増）と過去最高益となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は13億1千3百万円であり、その主なものは、ターボチャージャー部品の組立を行うために京田辺工場を改築したこと、ネットシェイプ事業用設備の更新等であります。

## ③資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、借入金、自己資金及びファイナンス・リース契約により充当いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                | 第45期<br>(平成23年度) | 第46期<br>(平成24年度) | 第47期<br>(平成25年度) | 第48期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年度) |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 受 注 高 (百万円)        | 12,734           | 13,173           | 14,907           | 14,273                        |
| 売 上 高 (百万円)        | 12,524           | 13,154           | 14,272           | 14,635                        |
| 経 常 利 益 (百万円)      | 824              | 1,030            | 1,332            | 1,311                         |
| 当 期 純 利 益 (百万円)    | 468              | 561              | 809              | 875                           |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 51円76銭           | 62円07銭           | 89円48銭           | 96円75銭                        |
| 総 資 産 (百万円)        | 13,797           | 14,365           | 15,221           | 16,331                        |
| 純 資 産 (百万円)        | 7,234            | 7,938            | 9,010            | 10,327                        |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額   | 763円30銭          | 824円81銭          | 916円91銭          | 1,041円46銭                     |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                       | 資 本 金       | 議 決 権 率<br>比     | 主 要 な 事 業 内 容           |
|-----------------------------|-------------|------------------|-------------------------|
| ニチダイフィルタ株式会社                | 30,000千円    | 100.0%           | 各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売 |
| THAI SINTERED MESH CO.,LTD. | 90,000千バーツ  | 67.3%<br>(33.3%) | 焼結金属フィルタの製造・販売          |
| NICHIDAI(THAILAND)LTD.      | 333,340千バーツ | 75.0%            | 精密部品の組立及び製造・販売          |
| NICHIDAI U.S.A. CORPORATION | 200千ドル      | 100.0%           | 精密鍛造金型の販売               |
| NICHIDAI ASIA CO.,LTD.      | 4,500千バーツ   | 46.7%            | 精密鍛造金型の販売               |

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社であります。  
2. 当社は、平成26年4月1日付でニチダイプレシジョン株式会社を吸収合併いたしました。  
3. 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

### (4) 対処すべき課題

#### 【海外展開への対応】

海外子会社NICHIDAI(THAILAND)LTD. は、ネットシェイプ事業の金型部門、精密鍛造品部門及びアッセンブリ事業の生産拠点を持っており、アジア戦略を担う重要拠点になっております。ターボチャージャー部品、精密鍛造品に引き続き、金型の生産品種拡大及び生産体制の確立が課題となっております。

#### 【新規事業の立ち上げ】

当社グループでは、コア技術である精密鍛造技術を活用し、精密鍛造品の事業化を念頭に置いた技術開発を進めており、早期事業化を目指してまいります。

また、今期より開始されたターボチャージャー部品の構成部品内製化はその一環で実施しているものであり、ネットシェイプ事業、アッセンブリ事業の連携によるシナジー効果の発揮が課題となっております。

### 【QDC改善による製品競争力の強化】

国内市場の成熟化への対応及び顧客満足度を高めることによる需要の取り込みを想定し、次の課題に取り組んでまいります。

ネットシェイプ事業では、精密鍛造金型の設計から、生産、販売までのリードタイム短縮など効率性向上が課題となっております。

また、アッセンブリ事業においては、ターボチャージャー部品の構成部品内製化などによるコスト削減のほか、たな卸資産削減など資産効率性を念頭においた施策を進めております。平成27年1月に実施した京田辺工場への生産移管は、物流の整流化、コンタミネーション対策を目的にしたものであり、QDC改善につなげることが課題となっております。

### 【自動車産業以外の領域拡大】

フィルタ事業の販売先は自動車産業以外の分野であるため、当事業の成長が自動車産業以外の分野の拡大については当社グループのリスク分散につながるものと考えております。

フィルタ事業では、コア技術である拡散接合技術を活用し、新用途開発や海外市場開拓などの成長戦略を進めており、引き続き事業領域の拡大を進めてまいります。

また、次期より大型海水ストレーナーの量産が本格化することから、生産の安定化及び効率性の向上が課題となっております。

### 【コーポレートガバナンスの強化】

当社はこれまで監査役制度を採用してまいりましたが、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

また、経営の意思決定と業務執行を分離することで意思決定の迅速化・効率化を図るとともに業務執行の役割と責任の明確化を進め、経営環境の急激な変化に対応できる機動的・戦略的な経営体制を構築するために、執行役員制度の導入も予定しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

精密金型の開発・製造・販売

精密鍛造品及びその関連する成形品の開発・製造・販売

各種ろ過装置及び金属ろ過材料の開発・製造・販売

精密部品の組立及び開発・製造・販売

**(6) 主要な営業所及び工場**（平成27年3月31日現在）

《当社》

本 社：京都府京田辺市薪北町田13番地

営 業 所：熊 谷 営 業 所 （埼玉県熊谷市）

浜 松 営 業 所 （浜松市中区）

名 古 屋 営 業 所 （名古屋市名東区）

京 都 営 業 所 （京都府綴喜郡宇治田原町）

岡 山 営 業 所 （岡山市北区）

熊 本 営 業 所 （熊本市東区）

工 場：宇 治 田 原 工 場 （京都府綴喜郡宇治田原町）

京 田 辺 工 場 （京都府京田辺市）

《ニチダイフィルタ株式会社》

本 社：京都府綴喜郡宇治田原町禪定寺塩谷14番地

工 場：宇 治 田 原 工 場 （京都府綴喜郡宇治田原町）

《THAI SINTERED MESH CO.,LTD.》

本社・工場：Saha Group Industrial Park, 99/8 Moo 5,  
Tambol Pasak, Amphur Muang Lamphun 51000 Thailand

《NICHIDAI(THAILAND)LTD.》

本社・工場：Amata Nakorn Industrial Estate Phase 8  
700/882 Moo 5 TB. Nhongkakha  
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI ASIA CO.,LTD.》

本 社：Amata Nakorn Industrial Estate Phase 8  
700/882 Moo 5 TB. Nhongkakha  
Ap. Phanthong Chonburi 20160 Thailand

《NICHIDAI U.S.A. CORPORATION》

本 社：15630 E State Route 12 Unit 4 Findlay OH 45840-9743,USA

**(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）**

**① 企業集団の従業員数**

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 598名 | 31名増        |

（注）従業員数には、臨時雇用者（期中平均50名）は含んでおりません。

**② 当社の従業員数**

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 335名 | 35名増      | 37.5歳 | 14.1年  |

（注）従業員数には、臨時雇用者（期中平均41名）は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）**

| 借入先           | 借入額         |
|---------------|-------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,150,431千円 |
| 株式会社京都銀行      | 734,796     |
| 株式会社みずほ銀行     | 633,360     |

**(9) その他、企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、平成27年3月20日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、平成27年6月24日開催の第48期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

また、経営の意思決定と業務執行を分離することで意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、業務執行の役割と責任の明確化を進め、経営環境の急激な変化に対応できる機動的・戦略的な経営体制を構築するために、執行役員制度を導入する旨の決議をしております。

執行役員制度の導入日 平成27年7月1日

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,053,300株
- (3) 株主数 2,335名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|-------|---------|
| 有 限 会 社 ジ ャ ス ト             | 885千株 | 9.78%   |
| 田 中 克 尚                     | 497   | 5.49    |
| ニ チ ダ イ 従 業 員 持 株 会         | 477   | 5.27    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）   | 444   | 4.91    |
| 中 棹 知 子                     | 282   | 3.12    |
| 古 屋 啓 子                     | 272   | 3.01    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）     | 226   | 2.50    |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行   | 217   | 2.40    |
| 京 都 中 央 信 用 金 庫             | 180   | 1.98    |
| 大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社 | 174   | 1.92    |

（注） 持株比率は自己株式（1,956株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                             |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 古 屋 元 伸 | 営業本部長<br>NICHIDAI ASIA CO.,LTD.社長<br>NICHIDAI U.S.A. CORPORATION社長<br>精密部品事業本部長<br>NICHIDAI(THAILAND)LTD.社長<br>生産本部長<br>技術・開発本部長<br>管理本部長<br>経営企画室長 |
| 取 締 役         | 瀬 川 秀 実 |                                                                                                                                                     |
| 取 締 役         | 島 崎 定   |                                                                                                                                                     |
| 取 締 役         | 畑 中 恵 二 |                                                                                                                                                     |
| 取 締 役         | 辻 寛 和   |                                                                                                                                                     |
| 監 査 役（常勤）     | 萩 野 雅 章 | 刈谷公認会計士事務所所長<br>溝上法律特許事務所所長                                                                                                                         |
| 監 査 役         | 刈 谷 敏 彦 |                                                                                                                                                     |
| 監 査 役         | 溝 上 哲 也 |                                                                                                                                                     |

- (注) 1. 監査役刈谷敏彦氏及び監査役溝上哲也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役刈谷敏彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役刈谷敏彦氏及び監査役溝上哲也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度の末日において、当社には社外取締役はおりません。当社の事業に精通し、独立性を十分に有する適任者の方の選定が適わず、このような状況で適任者でない方を社外取締役に置くことは、相当でないと判断いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分              | 支給人員     | 支給額               |
|------------------|----------|-------------------|
| 取締役              | 5名       | 64,089千円          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2) | 21,180<br>(6,600) |
| 合 計              | 8        | 85,269            |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名         | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 刈 谷 敏 彦 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会14回全てに出席いたしました。主に企業会計の専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>また、監査役会において、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 溝 上 哲 也 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会14回全てに出席いたしました。主に法律分野の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>また、監査役会において、同様の見地から適宜、必要な発言を行っております。    |

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,940千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

情報システムセキュリティ管理に関するアドバイザー業務を受けております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役が役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底しております。

代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたっております。

監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告しております。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理本部長を任命しております。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理・保存を行っております。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告しております。

「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門担当取締役とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理しております。

全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門ごとのリスク管理体制を確立しております。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告しております。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、管理本部長を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画及び年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督しております。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定しております。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会及びグループ経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っております。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は当社の管理本部長が統括しております。管理本部長は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、グループ経営会議を開催しております。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社の取締役社長が統括管理しております。関係会社の取締役社長は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取り締役会及びグループ経営会議において報告しております。

監査役と内部監査室は、定期又は臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会及びグループ経営会議に報告しております。

取締役会及びグループ経営会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員又は総務部員を、監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとしております。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び内部監査室長の指揮命令は受けないものとしております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、グループ経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規則」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき監査役に報告しております。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図っております。

- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を遮断します。

また、これらの活動を助長させたり、経済的利益を供与しないことを基本方針としており、その旨を「グループ倫理規程」に定め、反社会的勢力排除に取り組むとともに関係機関と連携を深め情報収集に努めております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部                |                   |
|--------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>8,800,422</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,540,134</b>  |
| 現金及び預金             | 2,424,392         | 買掛金                    | 1,622,690         |
| 受取手形及び売掛金          | 3,678,301         | 短期借入金                  | 1,897,245         |
| 商品及び製品             | 546,552           | リース債務                  | 136,396           |
| 仕掛品                | 1,220,621         | 未払法人税等                 | 114,752           |
| 原材料及び貯蔵品           | 788,854           | 賞与引当金                  | 141,144           |
| 繰延税金資産             | 81,437            | その他の                   | 627,904           |
| その他の               | 61,761            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,464,300</b>  |
| 貸倒引当金              | △1,499            | 長期借入金                  | 943,244           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>7,531,183</b>  | リース債務                  | 513,412           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>7,188,243</b>  | 繰延税金負債                 | 7,643             |
| 建物及び構築物            | 2,360,699         |                        |                   |
| 機械装置及び運搬具          | 1,981,481         |                        |                   |
| 工具、器具及び備品          | 348,236           |                        |                   |
| 土地                 | 1,826,076         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,004,434</b>  |
| リース資産              | 620,359           | <b>純 資 産 の 部</b>       |                   |
| 建設仮勘定              | 51,389            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>9,016,931</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>111,617</b>    | 資本金                    | 1,429,921         |
| 電話加入権              | 2,723             | 資本剰余金                  | 1,192,857         |
| ソフトウェア             | 108,893           | 利益剰余金                  | 6,395,324         |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>231,322</b>    | 自己株式                   | △1,171            |
| 投資有価証券             | 31,965            | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>409,682</b>    |
| 繰延税金資産             | 13,533            | その他有価証券評価差額金           | 9,288             |
| 退職給付に係る資産          | 15,913            | 為替換算調整勘定               | 427,218           |
| その他の               | 169,910           | 退職給付に係る調整累計額           | △26,823           |
|                    |                   | <b>少 数 株 主 持 分</b>     | <b>900,556</b>    |
|                    |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>10,327,171</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>16,331,605</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>16,331,605</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                         | 金 額        |
|-----------------------------|------------|
| 売 上 高                       | 14,635,283 |
| 売 上 原 価                     | 11,246,804 |
| 売 上 総 利 益                   | 3,388,478  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 2,118,488  |
| 営 業 利 益                     | 1,269,990  |
| 営 業 外 収 益                   | 94,594     |
| 受 取 利 息                     | 8,585      |
| 受 取 配 当 金                   | 303        |
| 為 替 差 益                     | 62,616     |
| 助 成 金 収 入                   | 2,391      |
| そ の 他                       | 20,696     |
| 営 業 外 費 用                   | 53,041     |
| 支 払 利 息                     | 51,294     |
| そ の 他                       | 1,747      |
| 経 常 利 益                     | 1,311,542  |
| 特 別 利 益                     | 5,752      |
| 特 別 損 失                     | 23,902     |
| 特 別 損 失                     | 23,902     |
| 特 別 損 失                     | 23,902     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       | 1,293,392  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 217,844    |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 113,819    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | 961,727    |
| 少 数 株 主 利 益                 | 85,999     |
| 当 期 純 利 益                   | 875,728    |

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

| 残高及び変動事由            | 株 主 資 本   |           |           |         |             |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 1,429,921 | 1,192,857 | 5,614,613 | △1,107  | 8,236,283   |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |           |           | 67,908    |         | 67,908      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 1,429,921 | 1,192,857 | 5,682,521 | △1,107  | 8,304,191   |
| 当 期 変 動 額           |           |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当         |           |           | △162,925  |         | △162,925    |
| 当 期 純 利 益           |           |           | 875,728   |         | 875,728     |
| 自 己 株 式 の 取 得       |           |           |           | △63     | △63         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —         | —         | 712,802   | △63     | 712,739     |
| 当 期 末 残 高           | 1,429,921 | 1,192,857 | 6,395,324 | △1,171  | 9,016,931   |

| 残高及び変動事由            | その他の包括利益累計額  |                 |              |               | 少数株主持分  | 純資産合計      |
|---------------------|--------------|-----------------|--------------|---------------|---------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高           | 5,327        | 147,191         | △89,460      | 63,059        | 710,854 | 9,010,196  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |              |                 |              |               |         | 67,908     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 5,327        | 147,191         | △89,460      | 63,059        | 710,854 | 9,078,105  |
| 当 期 変 動 額           |              |                 |              |               |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当         |              |                 |              |               |         | △162,925   |
| 当 期 純 利 益           |              |                 |              |               |         | 875,728    |
| 自 己 株 式 の 取 得       |              |                 |              |               |         | △63        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 3,960        | 280,026         | 62,636       | 346,623       | 189,702 | 536,326    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 3,960        | 280,026         | 62,636       | 346,623       | 189,702 | 1,249,065  |
| 当 期 末 残 高           | 9,288        | 427,218         | △26,823      | 409,682       | 900,556 | 10,327,171 |

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5 社
- ・主要な連結子会社の名称  
ニチダイフィルタ株式会社  
THAI SINTERED MESH CO.,LTD.  
NICHIDAI(THAILAND)LTD.  
NICHIDAI ASIA CO.,LTD.  
NICHIDAI U.S.A. CORPORATION
- ② 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況  
該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、当社の連結子会社でありましたニチダイプレシジョン株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

##### ② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社 4 社の事業年度の末日は12月31日であり、連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、国内連結子会社 1 社の事業年度の末日は 3 月31日であります。

#### (5) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### ロ. たな卸資産

- ・商品及び製品・仕掛品  
金型

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

精密鍛造品・  
アッセンブリ品

フィルタ

・ 原材料

・ 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

なお、在外連結子会社は移動平均法による低価法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、焼結原板については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

なお、在外連結子会社は先入先出法による低価法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～11年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており、在外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社は、税抜方式を採用しております。

## (6) 会計方針の変更

### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が105,447千円減少し、利益剰余金が67,908千円増加しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産とその対応債務

#### ① 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 736,305千円   |
| 土地      | 1,488,224千円 |
| 計       | 2,224,530千円 |

(注) なお、上記の他在外連結子会社の電力料保証金として差し入れている定期預金が7,816千円あります。

#### ② 担保資産に対応する債務

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 短期借入金               | 171,614千円   |
| 長期借入金（一年以内返済予定額を含む） | 1,228,386千円 |
| 計                   | 1,400,000千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,182,461千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,053,300株

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 1,868株        | 88株          | 一株           | 1,956株       |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加88株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成26年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 90,514         | 10              | 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日 |
| 平成26年10月31日<br>取締役会  | 普通株式  | 72,411         | 8               | 平成26年9月30日 | 平成26年12月1日 |

(注) 平成26年6月24日定時株主総会の1株当たり配当額には特別配当2円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議予定)               | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成27年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 108,616            | 12                  | 平成27年3月31日 | 平成27年6月25日 |

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

#### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び投資信託であり、上場株式及び投資信託については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                         | 連結貸借対照表計上額  | 時 価         | 差 額    |
|-------------------------|-------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金              | 2,424,392千円 | 2,424,392千円 | －千円    |
| (2) 受取手形及び売掛金           | 3,678,301   | 3,678,301   | －      |
| (3) 投資有価証券              | 31,965      | 31,965      | －      |
| (4) 買掛金                 | (1,622,690) | (1,622,690) | －      |
| (5) 短期借入金               | (772,045)   | (772,045)   | －      |
| (6) 長期借入金（一年以内返済予定額を含む） | (2,068,444) | (2,063,881) | △4,562 |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式及び投資信託は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金及び (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金（一年以内返済予定額を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,041円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 96円75銭    |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が10,571千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が9,717千円、その他有価証券評価差額金額が452千円、退職給付に係る調整累計額が△1,307千円それぞれ増加しております。

(平成27年3月31日現在)

[illegible]

— 24 —

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 10,410,844 |
| 売 上 原 価               | 8,286,079  |
| 売 上 総 利 益             | 2,124,765  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 1,487,080  |
| 営 業 利 益               | 637,685    |
| 営 業 外 収 益             | 157,291    |
| 受 取 利 息               | 846        |
| 受 取 配 当 金             | 56,309     |
| 助 成 金 収 入             | 2,391      |
| 為 替 差 益               | 33,443     |
| そ の 他                 | 64,301     |
| 営 業 外 費 用             | 24,555     |
| 支 払 利 息               | 22,908     |
| そ の 他                 | 1,647      |
| 経 常 利 益               | 770,421    |
| 特 別 利 益               | 236,118    |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 5,538      |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益     | 230,580    |
| 特 別 損 失               | 16,396     |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 16,396     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 990,142    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 116,722    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 112,002    |
| 当 期 純 利 益             | 761,417    |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から）  
（平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

| 残高及び変動事由                | 株 主 資 本   |           |              |           |                          |               |              |        |            |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|--------------------------|---------------|--------------|--------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     |              | 利 益 剰 余 金 |                          |               |              | 自己株式   | 株主資本計<br>合 |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |        |            |
| 当 期 首 残 高               | 1,429,921 | 1,192,857 | 1,192,857    | 55,000    | 2,830,000                | 995,488       | 3,880,488    | △1,107 | 6,502,159  |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |           |           |              |           |                          | 60,438        | 60,438       |        | 60,438     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 1,429,921 | 1,192,857 | 1,192,857    | 55,000    | 2,830,000                | 1,055,927     | 3,940,927    | △1,107 | 6,562,597  |
| 当 期 変 動 額               |           |           |              |           |                          |               |              |        |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |              |           |                          | △162,925      | △162,925     |        | △162,925   |
| 当 期 純 利 益               |           |           |              |           |                          | 761,417       | 761,417      |        | 761,417    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |              |           |                          |               |              | △63    | △63        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |              |           |                          |               |              |        |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | —            | —         | —                        | 598,491       | 598,491      | △63    | 598,428    |
| 当 期 末 残 高               | 1,429,921 | 1,192,857 | 1,192,857    | 55,000    | 2,830,000                | 1,654,419     | 4,539,419    | △1,171 | 7,161,026  |

| 残高及び変動事由                | 評価・換算差額等         |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 5,327            | 5,327                  | 6,507,486 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                  |                        | 60,438    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 5,327            | 5,327                  | 6,567,925 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                        | △162,925  |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        | 761,417   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                        | △63       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 3,960            | 3,960                  | 3,960     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 3,960            | 3,960                  | 602,389   |
| 当 期 末 残 高               | 9,288            | 9,288                  | 7,170,314 |

（注） 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ③ たな卸資産

・製品・仕掛品

金型

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

精密鍛造品・

アッセンブリ品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 31年～50年

機械及び装置 10年～11年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

(5) 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が93,848千円減少し、利益剰余金が60,438千円増加しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更

該当事項はありません。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産とその対応債務

#### ① 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 736,305千円   |
| 土地 | 1,488,224千円 |
| 計  | 2,224,530千円 |

#### ② 担保資産に対応する債務

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 短期借入金               | 171,614千円   |
| 長期借入金（一年以内返済予定額を含む） | 1,228,386千円 |
| 計                   | 1,400,000千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

8,537,544千円

### (3) 偶発債務

NICHIDAI(THAILAND)LTD.の締結したリース契約に係る同債務に対して債務保証を行っております。

保証差入先：Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co.,Ltd. 566,277千円  
(153,462千THB)

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 414,900千円 |
| 短期金銭債務 | 20,225千円  |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

|                |             |
|----------------|-------------|
| 営業取引（収入分）      | 1,321,409千円 |
| 営業取引（支出分）      | 693,096千円   |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 99,119千円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 1,868株      | 88株        | 一株         | 1,956株     |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加88株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 賞与引当金        | 47,072千円  |
| 未払事業税        | 10,252千円  |
| 貸倒引当金        | 31千円      |
| 減損損失         | 28,868千円  |
| その他          | 20,757千円  |
| 小計           | 106,981千円 |
| 評価性引当額       | △24,108千円 |
| 合計           | 82,872千円  |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △2,664千円  |
| 前払年金費用       | △20,471千円 |
| 小計           | △23,135千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 59,736千円  |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が7,828千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8,281千円、その他有価証券評価差額金額が452千円それぞれ増加しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。
- (3) 子会社等

| 属 性 | 会社等の名称                     | 議決権等の<br>所有割合(%) | 関連当事者<br>との関係                                                                          | 取引の内容          | 取引金額<br>(千円) | 科目         | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------|------------|--------------|
| 子会社 | NICHIDAI<br>(THAILAND)LTD. | 75.0             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役 員 の 兼 任</li> <li>・ 当 社 製 品 の 販 売</li> </ul> | ・ 当社製品の販売（注1）  | 936,197      | ・ 売掛金      | 285,165      |
|     |                            |                  |                                                                                        | ・ ロイヤリティ収入（注1） | 43,113       | ・ その他の流動資産 | 15,673       |
|     |                            |                  |                                                                                        | ・ 債務保証（注2）     | 566,277      | —          | —            |

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。
2. 子会社の銀行借入等に対する債務保証であります。なお、保証料は受領しておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 792円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円12銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社ニチダイ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

|                          |         |   |
|--------------------------|---------|---|
| 指 定 有 限<br>責 任 社 員 公認会計士 | 高 橋 一 浩 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員              |         |   |
| 指 定 有 限<br>責 任 社 員 公認会計士 | 三 浦 宏 和 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員              |         |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニチダイの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチダイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社ニチダイ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 一 浩 (印)  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 宏 和 (印)  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチダイの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

株 式 会 社 ニ チ ダ イ      監 査 役 会

常 勤 監 査 役   萩   野   雅   章   ⑩

社 外 監 査 役   刈   谷   敏   彦   ⑩

社 外 監 査 役   溝   上   哲   也   ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び安定した配当の維持等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は108,616,128円となります。

また、これにより中間配当金8円と合わせまして、年間配当金は1株につき金20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

本年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。当該移行のために、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除、取締役及び取締役会に係る規定の変更等、所定の変更を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることとなりました。そこで、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによりその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款規定第21条(社外取締役の責任限定契約)の規定の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の変更に伴う条数の調整等を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (記載省略)</p> <p>第4章 取締役、<u>監査役</u>および取締役会、<u>監査役会</u></p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>3名以上、監査役は3名以上とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役および監査役の選任方法)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役および監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. <u>当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、8名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内の、監査役の任期は、選任後4年以内のそれぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第21条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第21条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第23条～第24条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)<br/>第26条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(常勤監査役)<br/>第27条 監査役会はその決議によって常勤<br/>監査役を選定する。</p> | <p>(取締役の報酬等)<br/>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務<br/>執行の対価として当会社から受け<br/>る財産上の利益は、監査等委員で<br/>ある取締役とそれ以外の取締役と<br/>を区別して、株主総会の決議によ<br/>って定める。</p> <p>(取締役会規則)<br/>第27条 (現行どおり)<br/>(監査等委員会の招集)<br/>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日<br/>の3日前までに各監査等委員に対<br/>して発する。ただし、緊急の必要<br/>がある場合には、この期間を短縮<br/>することができる。<br/>2. 監査等委員全員の同意があるとき<br/>は、招集の手続きを経ないで監査<br/>等委員会を開催することができる。<br/>(監査等委員会規則)<br/>第29条 監査等委員会に関する事項につい<br/>ては、法令および定款に定めるも<br/>ののほか、監査等委員会で定める<br/>監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、<u>緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第29条 監査役会に関する事項については、<u>法令および定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>第30条～第33条 (記載省略)</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第30条～第33条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1          | ふ る や も と のぶ<br>古 屋 元 伸<br>(昭和30年9月21日生) | 平成10年3月 当社入社<br>平成11年6月 当社取締役<br>平成12年4月 当社営業本部長兼営業企画室長<br>平成13年6月 当社代表取締役副社長<br>平成14年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成20年4月 ニチダイプレシジョン株式会社<br>代表取締役社長（注3）                                                                                                                                                                 | 121,000株    |
| 2          | せ がわ ひで み<br>瀬 川 秀 実<br>(昭和29年1月19日生)    | 昭和47年3月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役（現任）<br>平成15年6月 NICHIDAI AMERICA<br>CORPORATION社長（注2）<br>平成17年8月 当社総務ゼネラルマネージャー<br>平成18年4月 当社管理統括<br>平成19年10月 当社国内営業ゼネラルマネージャー<br>平成21年4月 当社ネットシェイプ事業<br>国内営業ゼネラルマネージャー<br>平成22年4月 当社営業本部長（現任）<br>平成23年4月 NICHIDAI ASIA CO.,LTD.社長<br>（現任）<br>NICHIDAI U.S.A.<br>CORPORATION社長（現任） | 37,600株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3          | しま さき さだむ<br>島 崎 定<br>(昭和25年10月27日生)  | 昭和63年 4 月 当社入社<br>平成14年 6 月 当社取締役（現任）<br>平成18年 4 月 当社部品事業統括<br>平成19年 4 月 当社アッセンブリ事業兼技術開発統括<br>平成20年 4 月 ニチダイプレシジョン株式会社<br>副社長（注3）<br>平成21年 3 月 ニチダイプレシジョン株式会社<br>代表取締役社長（注3）<br>平成21年 3 月 NICHIDAI(THAILAND)LTD.<br>社長（現任）<br>平成22年 4 月 当社部品部ゼネラルマネージャー<br>平成26年 4 月 当社精密部品事業本部長（現任） | 44,500株         |
| 4          | はた なか けい じ<br>畑 中 恵 二<br>(昭和26年1月6日生) | 昭和51年 6 月 当社入社<br>平成17年 6 月 当社取締役（現任）<br>平成18年 4 月 当社金型事業統括<br>平成19年10月 当社海外営業ゼネラルマネージャー<br>平成20年 7 月 NICHIDAI ASIA CO.,LTD.社長<br>平成22年 4 月 当社生産本部長（現任）<br>平成22年 4 月 NICHIDAI U.S.A.CORPORATION社長<br>平成23年 4 月 当社技術・開発本部長（現任）                                                        | 19,500株         |
| 5          | つじ ひろ かず<br>辻 寛 和<br>(昭和30年5月7日生)     | 平成21年 7 月 当社入社<br>平成21年10月 当社管理本部長<br>平成22年 1 月 当社管理本部長兼経営企画室長<br>(現任)<br>平成22年 6 月 当社取締役（現任）                                                                                                                                                                                        | 14,400株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. NICHIDAI AMERICA CORPORATIONは、平成21年3月に譲渡いたしました。  
3. ニチダイプレシジョン株式会社は、平成26年4月に当社と合併いたしました。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)           | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                       | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1          | ※岡 廣 次 郎<br>(昭和28年12月25日生) | 昭和52年5月 当社入社<br>平成8年4月 当社情報開発部長<br>平成9年4月 当社経営企画室長<br>平成12年4月 当社管理本部総務部長<br>平成13年4月 当社広報室長<br>平成17年4月 当社品質保証グループ マネージャ<br>ー<br>平成26年1月 当社品質保証部 品質保証課担当<br>(現任) | 15,700株         |
| 2          | ※西 野 吉 隆<br>(昭和27年9月25日生)  | 昭和51年11月 監査法人中央会計事務所入所<br>昭和56年8月 公認会計士登録<br>平成9年9月 中央監査法人 代表社員就任<br>平成19年8月 公認会計士西野吉隆事務所開設<br>平成22年1月 税理士登録                                                   | —               |
| 3          | ※真 田 尚 美<br>(昭和43年5月3日生)   | 平成8年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）<br>三宅合同法律事務所（現弁護士法人<br>三宅法律事務所）入所（現任）<br>平成18年10月 大阪簡易裁判所 非常勤裁判官（民<br>事調停官）任官<br>平成22年9月 大阪簡易裁判所 非常勤裁判官（民<br>事調停官）退任                      | —               |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. ※岡廣次郎氏、西野吉隆氏及び真田尚美氏は新任候補者であります。  
3. 西野吉隆氏及び真田尚美氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員  
の候補者であります。  
4. 西野吉隆氏は、公認会計士としての活動を通じた会計の専門知識と事務所経営の経験があり、高  
度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から  
適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。  
真田尚美氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識  
に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言を  
いただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 当社は、岡廣次郎氏、西野吉隆氏及び真田尚美氏が監査等委員である取締役就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

**第5号議案** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成9年6月26日開催の第30回定時株主総会において年額400,000千円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額の定めにて代えて、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名ありますが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

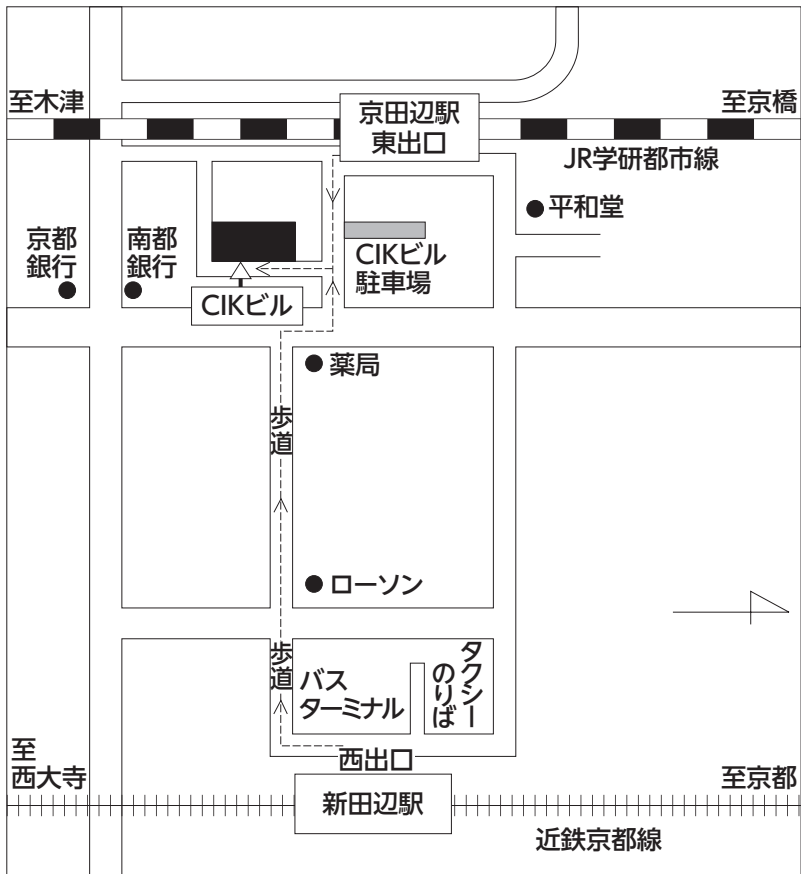
第2号議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

会場 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3  
京田辺市商工会館C I Kビル4階 キララホール



交通機関 近鉄京都線「新田辺」駅、西出口から徒歩約5分。  
JR学研都市線「京田辺」駅、東出口から徒歩約1分。